

○逗子市食育推進懇話会運営要綱

平成23年 4 月 1 日

要綱

改正 平成25年 9 月 1 日要綱

逗子市食育推進委員会の設置及び運営に関する要綱（平成21年11月 1 日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、食育基本法（平成17年法律第63号）及び国の食育推進基本計画に基づき、本市の食育推進計画を策定し、及び食育を推進するため、広く市民等の意見聴取することを目的に逗子市食育推進懇話会（以下「懇話会」という。）を開催し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

（平成25年 9 月 1 日・一部改正）

（メンバー）

第2条 懇話会のメンバーは、次に掲げる者とする。

- （1） 公募の市民
- （2） 神奈川県保育会逗子支部の推薦を受けた者
- （3） 逗葉私立幼稚園協会の推薦を受けた者
- （4） よこすか葉山農業協同組合の推薦を受けた者
- （5） 小坪漁業協同組合の推薦を受けた者
- （6） 逗子市商工会の推薦を受けた者
- （7） 逗子市育児サークル連絡協議会の推薦を受けた者
- （8） 逗子市PTA連絡協議会の推薦を受けた者
- （9） 食育に関する活動を行っている団体等の推薦を受けた者
- （10） 逗子市立小学校長会の推薦を受けた者
- （11） 逗子市立中学校長会の推薦を受けた者
- （12） 関係行政機関の職員
- （13） その他市長が必要があると認めた者

2 懇話会への参集の求めは市長が行い、同一の者に対して継続して求めるものとする。

（アドバイザー）

第3条 市長は、懇話会の開催に当たり、食育について知識経験を有するアドバイザー

を置くことができる。

(協力の要請)

第4条 市長は、特に必要があると認めるときは、メンバー及びアドバイザー以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は、国保健康課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月1日）

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。